(趣旨)

- 第1条 この要綱は、東松山市エコタウンプロジェクトの目的であるエネルギーの地産地消、地球温暖化対策及び災害に強いまちづくりの推進を図るため、家庭用蓄電池又はV2H(以下「補助対象設備」という。)を設置しようとする者及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「補助対象車両」という。)を導入しようとする者に対し、予算の範囲内において、つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付に関しては、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和48年東松山市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 家庭用蓄電池 再生可能エネルギー等により発電した電力、深夜電力等 を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時又は電力需要のピーク時などに分 電盤を通じて住宅の電力として使用するために、必要な機能を有する設備 をいう。
 - (2) V 2 H 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電し、及び 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池と宅内の 分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備をいう。
 - (3) 電気自動車 電池によって駆動する電動機を搭載した検査済自動車(道 路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による 自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。 以下同じ。)をいう。
 - (4) プラグインハイブリッド自動車 外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車 (搭載された電池によって駆動する電動機及び内燃機関を原動機として搭載し、エネルギーの回生機構を有する4輪以上の検査済自動車

をいう。)をいう。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱に基づき補助対象設備に係る補助の申請をすることができる者は、補助金の申請時に市税の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当する市民(規則第12条の報告書(以下「実績報告書」という。)の提出時において住民基本台帳に記録されている者を含む。)とする。
 - (1) 自ら所有し、かつ、居住する住宅に補助対象設備を設置する者
 - (2) 住宅販売事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置された 住宅を、自らの居住用に購入する者
 - (3) 共有に係る住宅又は自己所有によらない住宅に居住する者で、所有者の 承諾を受けて当該住宅に補助対象設備を設置する者
- 2 この要綱に基づき補助対象車両に係る補助の申請をすることができる者は、 補助金の申請時に市税の滞納がない者であって、補助対象車両を導入し、か つ、初度登録時における住所が市内にあるものとする。

(補助対象設備及び補助対象車両)

- 第4条 補助対象設備及び補助対象車両は、次に掲げるもののほか、別表に掲 げる要件を満たすものとする。
 - (1) 設置又は導入前において、使用に供されていないものであること。
 - (2) 過去に同一の設備又は車両において、市から補助金の交付を受けていないものであること。

(補助金の額)

- 第5条 補助対象設備及び補助対象車両の補助金の額は、別表のとおりとする。
- 2 補助金の一部は、商品券により交付することができる。

(補助金の交付の申請)

- 第6条 規則第4条第1項の申請書は、東松山市つくってためて安心な自立型 エコタウン推進補助金交付申請書(様式第1号)とする。
- 2 前項の申請書は、各年度の4月1日から市長が定める募集終了日までの間 に、市長に提出しなければならない。
- 3 補助対象設備に係る交付申請においては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書の写し又は商品売買契約書の写し(家庭用蓄電池に係る申請で、太陽光発電設備と同時に設置する場合は、太陽光発電設備に係る工事請負契約書の写し 又は商品売買契約書の写し及び電力会社との受給契約書の写し)
- (2) 補助対象設備を設置する建物の固定資産税に係る公課証明書若しくは評価証明書若しくは建物に係る登記事項証明書(登記簿謄本)の写し、補助対象設備を設置する建物の建築確認済証の写し又は建築確認申請書の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真(設置箇所が確認できるもの)
- (5) 承諾書(第3条第3号に規定する場合)
- (6) 市税の納税証明書(市税が賦課されていない者にあっては申告書(様式第2号)、市内に住所を有しない者で東松山市の市税が賦課されていない ものにあっては住民票及び申告書(様式第2号))
- (7) その他市長が必要と認めるもの
- 4 補助対象車両に係る交付申請においては、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 市税の納税証明書(市税が賦課されていない者にあっては申告書(様式 第2号))
 - (2) 補助対象車両の概要(車両総重量、最大積載量、型式等をいう。)が分かる書類
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 5 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は 要しない。

(事務手続の代理)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、申請に係る事務手続を第三者に 委任することができる。
- 2 前項の事務手続を委任する場合は、身分証明書等、代理人本人の確認ができる書類を添付し、東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金交付申請事務代理人選任届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式等)

- 第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金交付決定通知書(様式第4号)のとおりとする。
- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定した場合は、東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の着手等)

- 第9条 補助対象事業は、原則として前条第1項の交付決定通知書受領後、速 やかに着手するとともに、誠実に実施しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定を受ける前であっても補助事業に着手することができる。ただし、この場合において、交付決定を受ける前に行った補助事業が、規則第5条第1項に規定する審査の結果、この要綱に定める補助の要件を満たさない等により補助を受けることができないことがあること及び交付予定額が予算上限額に到達した場合は、交付申請期限内であっても申請受付を終了することがあることを承諾した上で、補助事業に着手するものとする。

(補助対象事業の変更等)

- 第10条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、変更内容が 交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないものとする。
- 2 第8条第1項に規定する交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、補助対象事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合の市長の承認申請の様式は、東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助事業変更・中止(廃止)申請書(様式第6号)のとおりとする。

(変更等の承認)

第11条 市長は、前条第2項の規定により変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助事業変更・中止(廃止)承認等通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

(実績報告書の様式等)

- 第12条 実績報告書の様式は、東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助事業実績報告書(様式第8号)のとおりとする。
- 2 補助対象設備に係る実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助事業者の住民票
 - (2) 補助対象設備の設置状況を示す写真
 - (3) 補助対象設備の設置費に係る支払証拠書類(領収書等)の写し及び内訳 の分かる書類
 - (4) 補助対象設備の保証書の写し(保証の開始日が確認できるもの)
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 3 補助対象車両に係る実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助事業者の住民票
 - (2) 補助対象車両の導入費に係る支払証拠書類(領収書等)の写し及び内訳の分かる書類
 - (3) 補助対象車両の自動車検査証の写し
 - (4) 補助対象車両の写真(自動車番号又は車両番号が確認できるもの)
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 4 実績報告書の提出期限は、原則として補助対象事業の完了(補助対象設備にあっては保証開始を、補助対象車両にあっては初度登録をいう。以下同じ。)後30日又は申請年度の3月24日(該当日が閉庁日の場合は直後の開庁日)のいずれか早い期日とする。

(補助金額確定通知書の様式)

第13条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知の様式は、東松山 市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金交付額確定通知書(様 式第9号)のとおりとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金交付請求書(様式第10号) を市長に提出しなければならない。

(調査への協力)

第15条 補助事業者は、市が実施するエコタウンプロジェクトの普及啓発等 に関する調査に協力するものとする。

(維持管理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計 年度から最低5年間は継続して、補助対象設備及び補助対象車両の維持管理 を行うものとする。

(書類の整備等)

- 第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入、支出等についての帳簿及 び証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の 翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第18条 規則第16条第2号に規定するその他市長の定めるものは、補助対象事業により取得した設備又は車両とする。
- 2 規則第16条ただし書に規定する市長が定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、5年間とする。
- 3 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき、補助対象事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金に係る財産処分承認申請書(様式第11号)により市長に承認の申請をしなければならない。

(財産処分の承認及び補助金の返還)

第19条 市長は、前条第3項の規定により財産処分の承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認するか否かを決定し、東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金に係る財産処分承認通知書兼返還命令書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとし、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を

原則として返還させることができる。

(報告)

- 第20条 市長は、補助対象事業に関し必要があると認めるときは、規則第1 4条の規定により、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。 (その他)
- 第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
 - (要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第1 6条から第20条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有す る。

附則

この要綱は、平成29年4月17日から施行し、改正後の東松山市つくって ためて安心な自立型エコタウン推進補助金交付要綱の規定は、平成29年4月 月1日から適用する。

別表(第4条、第5条関係)

補助対象設備・	補助要件	補助金の額
補助対象車両		
家庭用蓄電池	アからオまでの全てに該当す	(1) 太陽光発電設備
	るもの	と同時に設置する
	ア リチウムイオン蓄電池部(リ	場合(太陽電池モ
	チウムイオンの酸化及び還元	ジュールの公称最
	で電気的にエネルギーを供給	大出力の合計値が
	できる蓄電池をいう。) 及びイ	2. 5 k W以上の

		,
	ンバータ等の電力変換装置を	太陽光発電設備
	備えたものであること。	で、補助申請時に
	イ 太陽光発電設備と連系可能	第6条第3項第1
	で、公称最大蓄電容量が4kW	号に定める書類を
	h以上のシステムであること。	添付した場合)
	ウ 国が平成25年度以後に実	20万円
	施の家庭用蓄電池の補助事業	(2) (1)以外の場合
	における補助対象機器として、	15万円
	一般社団法人環境共創イニシ	
	アチブにより登録されたもの	
	であること。	
	エ 保証開始の日から30日以	
	内のものであること。	
	オーリース物件でないこと。	
V 2 H	アからウまでの全てに該当す	(1) 自立運転時に太
	るもの	陽光発電システム
	ア 国が平成25年度以後に実	との連携技術を備
	施の補助事業における補助対	えた系統連系型V
	象機器として、一般社団法人次	2 Hシステム 2
	世代自動車振興センターによ	0万円
	り承認されたものであること。	(2) (1)以外のもの
	イ 保証開始の日から30日以	5 万円
	内のものであること。	
	ウ リース物件でないこと。	
電気自動車	アからエまでの全てに該当す	(1) V 2 H に係る補
	るもの	助申請を同時に行
	ア 初度登録の日から30日以	う場合 15万円
	内の車両であること。	(2) (1)以外の場合
	イ V2Hと接続する機能又は	10万円

	外部給電を可能とする機能を	
	有する車両であること。	
	ウ 自家用であること。	
	エ リース車両でないこと。	
プラグインハイ	アからエまでの全てに該当す	(1) V2Hに係る補
ブリッド自動車	るもの	助申請を同時に行
	ア 初度登録の日から30日以	う場合 10万円
	内の車両であること。	(2) (1)以外の場合
	イ V2Hと接続する機能又は	5万円
	外部給電を可能とする機能を	
	有する車両であること。	
	ウ 自家用であること。	
	エ リース車両でないこと。	